

# 国の登録有形民俗文化財へ

「播州三木の鍛冶用具と製品」の登録について

～～ 兵庫県では初登録になります ～～

国の文化審議会(会長 宮田亮平)は、平成25年1月18日(金)に開催される同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、新たな登録有形民俗文化財として文部科学大臣に答申されました。

全国で4件答申され、兵庫県では初めての登録有形民俗文化財です。答申される文化財は下記のとおりであり、今後の官報告示をもって登録されます。

平成25年3月12日に文化財登録原簿に登録されました。

## 1 文化財の名称

播州三木の鍛冶用具と製品

## 2 所有者

三木市(三木市立金物資料館保管)

## 3 員数

624点(内訳:鍛冶用具324点・製品300点)

## 4 登録基準

有形の民俗文化財の収集であって、その目的・内容等が歴史的変遷、時代的特色、技術的特色、生活様式の特徴又は職能を様相を示すもの。

## 5 文化財の概要

播州三木の鍛冶用具と製品は、旧三木城下で製作された鍛冶用具を収集・整理したものである。三木の鍛冶技術は、仏教伝来の際、大陸からもたらされたと伝えられる。

戦国時代に羽柴秀吉の侵攻で一時衰退したが、城下復興を機に復活したといわれ、江戸時代は主に京都・大坂に供給する大工道具を製品ごとの分業で製作した。

明治以降は、大工道具以外にも製作するようになり、販路も全国に拡大した。

この資料は、江戸時代以来の鋸、鑿、鉋、小刀などといった大工道具を製作するための鍛冶用具とその製品が網羅的に収集されているだけでなく、折り込みナイフや日本剃刀といった明治以降作られた道具の鍛冶用具と製品も収集され、明治以降に三木で考案されたといわれている鍛冶用具もある。

また、製品は、用途に応じた様々な形状のものが収集されているほか、各工程の半製品も収集されている。我が国の伝統的な鍛冶職人は、多種多様な生活・生産用具を製作し、人々の生活・生業を支え、またその発展に寄与してきた。

本件は、「西の三木、東の三条」と称されるほど鍛冶の発達した地域である三木で用いられてきた鍛冶用具とその製品である。製品ごとの分業という江戸時代以来のこの地域の伝統的な鍛冶の様相や、近代以降の鍛冶の展開、各製品の製作技術の実態がよくわかることから、我が国の鍛冶の実態や変遷を知るうえで注目される。

### 鋸の製造工程資料



### 展示風景写真



### 登録有形民俗文化財登録証

